



ご挨拶

いつもお世話になっております。

AnyONE サポートセンターより AnyONE に関する情報をお届けします。

既に消費税率は上がっていますが、経過措置などの適用で消費税率8%で発注した工事の請求を消費税率8%で支払いたい場合があります。

今回は、そんな事例を紹介します。

Q. 既に消費税は10%になっているのですが、工事によっては経過措置が適用される為、消費税8%で発注した取引先からの請求を、消費税8%で受け付けたい。

発注時の消費税8% → **取引先からの請求を消費税8%で受け付けたい**



A. AnyONE の業者請求受付での税率は、受付の伝票日付から取引先登録の締め・支払設定を元に決定されます。決定された支払日が10月1日以降であれば消費税は10%で計算されます。

伝票日付によって決定した支払日が10月1日以降なので消費税率10%で計算されています。

重要: 消費税額を8%で受け付けたい場合は、受付額の税額を打ち変える必要があります。

受付額の税額を8%で計算された税額に打ち変えてください。

POINT! 受付額の税額は発注額の税額を見て手入力してください。出来高で請求の一部を支払う場合は、伝票日付を一時的に変更することで税額が8%で計算されます。再計算された税額をコピーして、伝票日付を戻した後にコピーした税額を貼り付けしていただくことで、計算の手間を省くことができます。

次のページにつづきます

消費税額を変えずに受け付けた場合

消費税率8%の発注に対してそのまま受け付けると、支払総額が発注額を上回りアラート画面が表示されます。

税額を変更する時の注意

内税の消費税8%の発注に対して、消費税8%で請求を受け付ける場合

消費税率8%の内税発注を消費税率8%の税額で受け付ける場合は、税額を打ち変える必要があります。

内税の税額の異なる発注を、税額を打ち変えずに受け付けた場合

内税の為、税込額は変わらずアラートは出ませんが税額が上がった分税抜額が下がっている為、発注額との差が生まれ支払残が生まれます。

受付済請求一覧での税額変更や残無しチェックの活用など、お会社の運用に合った方法で処理してください。